健全化判断比率

会計	比率	6年度決算	5年度決算	早期健全化基準
一般会計等	実質赤字比率	(黒字)	(黒字)	(経営健全化基準) 15%
	連結実質赤字比率	(黒字)	(黒字)	20%
	実質公債費比率	8.6%	9.7%	25%
	将来負担比率	11.7%	21.9%	350%
公営企業	田布施町公共下水道事業資金不足比率	- 資金不足なし	- 資金不足なし	20%
	熊南総合事務組合馬島・佐合島航路事業 資金不足比率	- 資金不足なし	- 資金不足なし	20%
	田布施・平生水道企業団 資金不足比率	- 資金不足なし	- 資金不足なし	20%
	柳井地域広域水道企業団 資金不足比率	- 資金不足なし	- 資金不足なし	20%

注)実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率については黒字または資金不足額がないため、比率が生じない(- を表示)ことになります。

用語の説明

実質赤字比率・・・一般会計等の赤字額が自由に使える一般財源の額等に占める割合。

連結実質赤字比率・・・すべての会計の赤字額が自由に使える一般財源の額等に占める割合。

実質公債費比率・・・その年度の公債費や関連団体の債務返済額等が自由に使える一般財源の額等に占める割合。

将来負担比率・・・すべての会計、関連団体を含めた債務残高が自由に使える一般財源の額等に占める割合。

資金不足比率・・・公営企業の運営資金の不足額(赤字等)が事業規模に占める割合。

早期健全化基準(経営健全化基準)・・・この基準を超えた場合、基準を下回るように「財政(経営)健全化計画 | を定めなければならない。